

重 政策目標5 - 3：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上

1．「政策の目標」に関する基本的考え方

経済のグローバル化・物流の高度化等が進展する中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、以下3点につき、三位一体で効果的に取り組んでいくことが重要です。

まず、「税」の面、すなわち歳入官庁としての税関の役割は、国税収入の約1割（約5兆円）を徴収する機関として極めて重要になっています。その中で、適正な申告が可能となるよう納税環境の整備を図るとともに、事後調査等に重点的に取り組むことにより、関税等の適正な賦課及び徴収を確保することが重要です。

また、「関」の面では、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関との積極的連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物品、知的財産侵害物品等の一層効果的な水際取締りを行うことが重要です。

さらに、「貿易円滑化」の面では、適正な通関を確保しつつ、簡便な手続と円滑な処理を実現することで、利用者の利便性の向上に努めることが重要です。

2．内閣の基本的な方針との関連

第165回国会、第168回 総理大臣所信表明演説

第166回国会、第169回 総理大臣施政方針演説

第166回国会、第169回 財務大臣財政演説

経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）

長期戦略指針（イノベーション25）（平成19年6月1日閣議決定）

平成19年度予算編成の基本方針（平成18年12月1日閣議決定）

平成20年度予算編成の基本方針（平成19年12月14日閣議決定）

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）

平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成19年1月25日閣議決定）

平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成20年1月18日閣議決定）

日本経済の進路と戦略（平成19年1月25日閣議決定、平成20年1月18日閣議決定）

アジア・ゲートウェイ構想（平成19年5月16日アジア・ゲートウェイ戦略会議決定）

今後の行政改革の方針（平成16年12月24日閣議決定、18年6月16日及び12月26日一部改正）

知的財産推進戦略2006（平成18年6月8日知的財産戦略本部決定）

知的財産推進戦略2007（平成19年5月31日知的財産戦略本部決定）

経済成長戦略大綱（平成18年7月6日財政・経済一体改革会議決定、平成19年6月19日改定）

3．重点的に進める業績目標・施策

業績目標 5-3-4：税関手続における利用者の利便性の向上

#### 4. 平成19年度の事務運営の報告

##### 業績目標 5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収

###### [平成19年度実施計画]

###### 輸入品の品目分類及び課税価格の評価並びに原産地証明の適正性の確保

関税等の適正な賦課・徴収を確保するために、税関では、引き続き納税環境の整備を進めるほか、輸入（納税）申告された貨物について、輸入（納税）申告内容（品目分類及び課税価格等）の適正性を審査・確認し、必要に応じ、貨物の検査や分析を実施します。また、輸入許可後において、輸入貨物に係る輸入（納税）申告が適正に行われていたか否かを確認する事後調査を実施します。とりわけ、事後調査については、適正かつ公平な課税の観点から重点的に取り組んでいきます。さらに、適正な輸入（納税）申告が行われるためには、専門家である通関業者・通関士の適正な業務遂行が必要であることから、定期的な通関業者・通関士への立入調査を通じた適正な申告を行うことの指導、法令遵守状況の検証、誤った申告の多い通関業者・通関士に対する業務の改善指導など、通関業者・通関士に対する指導・監督を適時適切に実施します。

###### 事前教示の充実

税関においては、輸入を予定している貨物の品目分類及び課税価格の評価等について、事前に照会を受け付け、回答を行う事前教示制度を設けています。本制度の活用によって、税関にとっては、適正な輸入（納税）申告が確保でき、また、輸入者にとっては、事前に関税率等を知ることが可能となります。

事前教示制度の事務処理に当たっては、信頼度の高い回答を行うため、時間をかけた深度のある検討が必要となるものもありますが、平成19年度においても、迅速な対応を図るため、分類センターによる全国レベルでの分類事例の分析、全国の税関の連絡体制の一層の充実を図り、併せて、各税関においてデータベースの一層の活用を推進します。

当該目標に対応する業績指標として、「事前教示制度の運用状況（事前教示に一定期間以内で回答した割合）」を設定し、事前教示に迅速に対応しているかどうかを測定します。

###### 保税制度の適切な運用

税関では、保税地域（注）の巡回や保税地域に出し入れされる貨物の取締り及び検査を実施すること、外国貨物の管理者が関税法に違反する行為をした場合には当該保税地域への貨物の搬入を停止すること、保税地域において外国貨物が亡失した場合には当該貨物の管理者から関税等を徴収すること等、保税地域における外国貨物の適正な管理を行うことにより、貿易秩序を維持するとともに適切な輸入（納税）申告の確保を図ります。

（注）外国から本邦に到着した輸入許可を受ける前の貨物及び本邦から外国へ輸出される貨物については、国際的なテロ対策、大量破壊兵器の不拡散等の観点から武器等の不正輸出の防止、社会悪物品の不正輸出入の阻止等に加え関税等の適正な徴収を確保するため、効率的な税関検査の実施を確保する必要があることから、原則として、税関の監督下にある特定の地域（保税地域）に置くこととされています。

###### [事務運営の報告]

###### 輸入品の品目分類及び課税価格の評価並びに原産地証明の適正性の確保

###### イ 重点的な審査・検査の実施

研修等を通じて職員の商品等に対する知識向上を図るとともに、輸出入申告に対する審査・検査を的確に実施し、申告誤りといった非違事案の捕捉に努めました。また、審査・検査に当たっては、適正かつ迅速な通関に資するようコンピュータシステムを活用し、適正な申告が行われていない可能性が高い貨物について重点的な審査・検査を行いました。このように審査・検査を的確に実施した結果、審査・検査において、前年実績を上回る非違事案を発見することができました。

##### 参考指標 5-3-2：審査・検査における非違発見件数

（単位：件）

	平成15年	16年	17年	18年	19年
非違発見件数	27,315	36,172	42,081	50,049	58,250

（出所）関税局業務課調

（注）審査・検査を行った結果、申告内容に誤り等を発見した件数。

#### ロ 正確な品目分類のための分析手法の見直し

正確な品目分類による適正な課税を確保するため、必要に応じ貨物の組成等の分析を行っています。特に、関税中央分析所においては、税関における効率的で精度の高い分析に資するため、引き続き分析手法の調査・研究を行うとともに、分析手法の見直しにも努めました。

参考指標 5-3-3：税関分析法等の見直し及び検討件数 (単位：件)

	平成15年	16年	17年	18年	19年
見直し及び検討件数	116	114	109	111	135

(出所) 関税中央分析所調

(注) 各税関における統一的な分析を確保するために標準的な分析法を定めた税関分析法に関する見直しや検討、あるいは、従来の分析方法では対応できない新規の輸出入貨物の分析等に関する調査・研究を行った件数。

#### ハ 輸入事後調査の実施

輸入者の事業所を個別に訪問し関係帳簿書類を調査するなど、輸入(納税)申告が適正に行われていたかを事後に確認する輸入事後調査を適時・的確に実施し、原材料費用等の申告漏れを発見するなど、関税等の適正な賦課・徴収の確保に努めました。輸入申告件数が増加する中、調査水準の維持・向上を図り、輸入申告時には把握が困難であった非違事案の発見に努めるとともに、輸入者に対する適切な申告指導を行いました。

参考指標 5-3-5：事後調査実績(実施件数) (単位：件)

事務年度(7～6月)	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
実施件数	5,088	5,223	5,401	5,548	N.A.

(出所) 関税局調査課調

(注1) 事後調査部門において実地調査を行った輸入者数。

(注2) 平成19年度実績値は、平成20年10月のデータ確定後、報道発表を行い、平成20年度実績評価書へ掲載予定。

参考指標 5-3-6：事後調査実績(事後調査における不足申告価格(申告漏れ))

(単位：百万円)

事務年度(7～6月)	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
不足申告価格	96,280	116,168	161,556	155,372	N.A.

(出所) 関税局調査課調

(注1) 非違に係る申告漏れ課税価格。

(注2) 平成19年度実績値は、平成20年10月のデータ確定後、報道発表を行い、平成20年度実績評価書へ掲載予定。

参考指標 5-3-7：事後調査実績(事後調査における非違の割合) (単位：%)

事務年度(7～6月)	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
非違の割合	60.8	63.9	67.4	69.1	N.A.

(出所) 関税局調査課調

(注1) 非違発見件数(実地調査を行った輸入者のうち非違のあった輸入者数) / 実施件数

(注2) 平成19年度実績値は、平成20年10月のデータ確定後、報道発表を行い、平成20年度実績評価書へ掲載予定。

参考指標 5-3-8：加算税の徴収実績

(単位：件、百万円)

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
通関時	件数	2,056	2,238	2,944	2,117	2,141
	金額	48	52	594	68	55
事後調査 (事務年度)	件数	11,318	13,795	13,103	16,202	N.A.
	金額	536	846	550	662	N.A.

(出所) 関税局業務課、調査課調

(注1) 過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の賦課決定件数及び賦課決定額。

(注2) 「通関時」は、輸入申告の審査段階において発見し賦課したものの、「事後調査」は輸入許可後の調査により発見し賦課したものの件数。

(注3) 平成19年度事後調査(事務年度)実績値については、平成20年10月のデータ確定後、報道発表を行い、平成20年度実績評価書へ掲載予定。

(注4) 平成17年度の通関時における加算税の実績(賦課決定額)が約6億円と前年比の約11倍であるのは、同年度に摘発された大口脱税事件の影響によるもの。

## 二 通関業者に対する適切な指導・監督

平成19年度においては、通関業者への定期的な立入調査を行い、管理監督体制を検証し、非違事案の原因究明と再発防止策について適切な指導を行うほか、非違の件数や態様を勘案し通関業者の経営者層に対しても管理監督体制について必要な助言を行うなど、通関業者に対する適切な指導・監督に努めました。

また、改善を指導した通関業者については、改善状況の確認を行い指導の実効性を確保するよう努めました。

更に、法令違反があった場合には、通関業法の規定に基づき行政処分を行いました。

参考指標 5-3-9：通関業者の業務の運営状況(通関業の許可件数及び総数、通関業者・通関士の処分件数)

(単位：件)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
許可件数	64	65	57	60	50
総数	1,265	1,297	1,332	1,350	1,373
処分件数	3	2	1	7	5

(出所) 関税局業務課調

(注1) 許可件数：年度内に通関業の許可を与えた件数。

(注2) 総数：各年度末における通関業許可件数。

(注3) 処分件数：通関業者・通関士に対する通関業法上の監督処分及び懲戒処分を行った件数。

(注4) 平成18年度の処分件数が大幅に増加しているのは、同一の通関業者において複数の税関にまたがる処分事案が発生したことによるもの。

## 事前教示の充実

### イ 事前教示制度の運用状況

事前教示制度については、回答が3年間通関審査に際して尊重されるなどのメリットがある文書による事前教示の活用を促すとともに、回答の更なる早期化など手続の改善を行いました。また、事前教示の照会に対し、分類センターによる全国レベルでの分類事例の分析や、各税関におけるデータベースの活用を推進し、迅速な回答に努

めました。

こうした取組の結果、業績指標5-3-1「事前教示制度の運用状況（事前教示に一定期間以内で回答した割合）」については、文書による照会に対して30日以内で回答した割合は99.9%（前年度は99.6%）を達成するとともに、平均処理日数についても15.3日と前年度に引き続き迅速な対応に努めました。また、口頭による照会に対して即日回答した割合については、目標値の99.9%には届かないものの、99.7%と高い割合となっています。

業績指標 5-3-1：事前教示制度の運用状況（事前教示に一定期間以内で回答した割合）  
（単位：%、日）

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
					目標値	実績値
文書による回答	95.9	94.8	95.8	99.6	97	99.9
平均処理日数	16.3	18.7	18.3	15.3	16	15.3
口頭による回答	99.7	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7

（出所）関税局業務課調

（注）品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要時間が一定期間（文書による回答については30日（回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。）、口頭による回答については即日（回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日に回答できない場合を除く。））以内であったものの割合。

参考指標 5-3-10：事前教示制度の運用状況（事前教示回答件数）（単位：件）

	平成15年	16年	17年	18年	19年
文書回答	3,701	3,679	3,840	4,420	4,691
口頭回答	86,126	83,343	77,135	75,720	73,181

（出所）関税局業務課調

（注1）文書回答：文書により受け付け、文書によりその回答を行った件数。

（注2）口頭回答：電話等により受け付け、口頭によりその回答を行った件数。

### 保税制度の適切な運用

適正な納税申告の確保を図るため、保税地域の新規許可又は更新等の申請があった場合には、申請者の法令遵守状況、貨物管理体制等について審査し、貨物管理責任者等に対し必要な指導を行った上で、許可等を行いました。

また、許可等の後においても、被許可者の法令遵守状況等を確認するため、定期的に保税地域への立入検査や貨物保全措置の点検を行い、直接その場で必要な指導等を行いました。

更に、法令違反があった場合には、関税法の規定に基づき、非違の程度に応じて、許可の取消しや外国貨物の搬入停止等の行政処分を行い改善を求めるなど、保税制度の適切な運用に努めました。

参考指標 5-3-11：保稅地域数（総数、新規許可件数及び更新件数）（単位：件）

	平成15年	16年	17年	18年	19年
総数	5,832	5,829	5,786	5,710	5,698
新規許可件数	314	266	293	309	243
更新件数	504	702	737	1,239	1,062

（出所）関税局監視課調

（注1）総数：保稅地域の各年1月1日現在の総数。

（注2）新規許可件数：保稅地域の許可を新規に行った件数。

（注3）更新件数：保稅地域の許可期間の更新（許可期間は原則6年。更新も同じ。）を行った件数。

参考指標 5-3-12：保稅業務検査等における非違発見件数及び処分件数（単位：件）

事務年度（7～6月）	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
非違発見件数	90	135	175	216	N.A.
処分件数	3	7	9	22	N.A.

（出所）関税局監視課調

（注1）非違発見件数：保稅蔵置場等に対する検査等を行った結果、保稅蔵置場等の業務について記帳義務違反などの関税法の規定に違反する行為（非違）を発見した件数。

（注2）処分件数：非違のあったもののうち、その非違の程度（回数、実行行為者等）によって保稅蔵置場に外国貨物を搬入することの停止又は保稅蔵置場の許可の取消しなどの行政処分を行った件数。

（注3）平成19年度実績値は、平成20年7月以降にデータが確定するため、平成20年度実績評価書に掲載予定。

業績目標 5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止

[平成19年度実施計画]

取締体制の整備

税関では、覚せい剤・麻薬・銃砲等のいわゆる社会悪物品、知的財産侵害物品、有害廃棄物、偽造カード、テロ関連物品等の輸出入が禁止されている物品について、国際貿易における秩序維持を図るため、関係機関と連携し、水際における取締りを行っています。

近年は、密輸手口の悪質化・巧妙化が進んでおり、これらに的確に対応するため、密輸摘発能力の水準の向上に努めるとともに、先端技術を活用した検査機器を導入することにより、社会悪物品等の一層効果的な取締りを行う必要があります。

水際における取締りに当たっては、貨物情報や旅客情報をできるだけ早く入手し、取締対象を絞り込んで重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的であり、平成19年2月から、外国貿易船の船長や外国貿易機の機長等に対し、積荷、旅客及び乗組員に関する事項の入港前の報告を義務化し、より充実した貨物及び旅客のスクリーニングを行うこととしました。このほか、X線検査装置、監視カメラ、麻薬探知犬等の取締り機器の拡充・高度化を図り、効率的な活用にも努めるとともに、先端技術を活用した検査機器の導入に努め、平成19年度においても引き続き、情報を活用してリスクの高い貨物に対象を絞り込んで重点的な水際取締りを行います。

当該目標に対応する業績指標として、「不正薬物の水際押収量の割合」を設定し、我が国への不正薬物の流入を水際においてどれだけ阻止できているかを測定します。また、「事前選定による検査指数」及び「大型X線検査装置による検査指数」を設定し、事前報告情報や大型X線検査装置を活用した、対象を絞り込んだ検査の強化が図られているかを測定します。

関係機関との連携と情報の収集

社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、関係機関のみならず民間からも密輸情報を収集し、それらの情報を有効に活用する必要があります。

このため、合同取締りや犯則事件の共同調査・捜査、積極的な情報交換を通じて、関係機関との連携を強化します。また、警察・海上保安庁等の国内関係機関や外国税関・WCO（世界税関機構）等の外国関係機関との情報交換を積極的に推進するとともに、諸外国と税関相互支援協定等締結への取組を積極的に進めていきます。さらに、民間からの情報提供の促進に努めます。

こうして得られた密輸情報を全国一元的に管理し、分析手法の向上を図り、収集した情報を積極的に活用することにより、密輸の摘発に努めます。また、前述の通り、平成19年2月から、外国貿易

易船の船長等に対し、積荷、旅客及び乗組員に関する事項の入港前の報告を義務化したことから、これらの情報も有効に活用して密輸の摘発に努めます。

当該目標に対応する業績指標として、「密輸摘発事案のうち情報を活用したものの割合」を設定し、様々な手段で収集した情報が摘発に生かされているかを測定します。

#### [ 事務運営の報告 ]

##### 取締体制の整備

税関では、不正薬物・鉄砲等の社会悪物品、テロ関連物品、知的財産侵害物品等の輸出入が禁止されている物品について、関係機関と連携し、積極的な取締りを実施しました。

社会悪物品等の水際取締りに当たっては、貨物情報や旅客情報をできるだけ早く入手し、取締対象を絞り込んでハイリスク貨物に対する重点的な取締りを行うことが重要なことから、平成19年2月から、外国貿易船の船長や外国貿易機の機長等に対し、積荷、旅客及び乗組員に関する事項の入港前の報告を義務化するとともに、同年6月から、混載貨物の詳細情報を求めることができることとし、より充実した貨物及び旅客のスクリーニングを行いました。

また、年々増加する輸出入貨物、出入国旅客の携帯品、国際郵便物等の検査に際して、これらを開梱等することなく、より速く、よりの確な検査を実施するため、大型X線検査装置を始めとする各種X線検査装置、監視カメラ、麻薬探知犬、監視艇等の取締機器の拡充・高度化を図るとともに、これらの効率的な活用に努めました。更に、平成18年6月に取りまとめた「検査機器に関する懇話会」における検討結果も踏まえて、検査機器に関する知識等職員の能力向上に向けた研修等を充実・強化するとともに、テラヘルツ波などの先端技術を活用した検査機器の導入に努め、引き続き、情報を活用してリスクの高い貨物に対する重点的な取締りを行いました。

なお、平成20年5月、成田国際空港において税関職員が麻薬探知犬の訓練中に内部規則に違反して真正の大麻樹脂を無断で旅客の手荷物に差し込んで訓練を行うというあってはならない行為を行っていた事実が明らかとなりました。一部の税関職員が国民の信頼を裏切る行為を行ったことは誠に遺憾であり、訓練用薬物の管理体制や麻薬探知犬の訓練のあり方、職員の再教育などを見直し、全力を挙げて再発防止に努めます。

#### イ 不正薬物の水際押収量の割合

業績指標5-3-2「不正薬物の水際押収量の割合」を設定し、社会悪物品等の密輸阻止に取り組みました。我が国で乱用されている不正薬物のほとんどは海外から密輸入されたものであり、また、不正薬物が一旦国内へ持ち込まれると取締りや押収が極めて困難になります。このため、不正薬物の供給を水際で遮断することが国内の薬物乱用問題を解決するうえで重要です。平成19年に税関が水際で摘発した不正薬物の押収量は、覚せい剤・大麻等が約811kgと前年の約2倍、MDMA等の錠剤型麻薬が約132万錠と過去最高を記録しましたが、平成15～19年実績値で見ると、水際押収量が増加した一方、国内全押収量の伸びがより大きかったことから、前期を1.4ポイント下回ったものの、80.4%と高水準を維持しています。（税関での水際押収量は、参考指標5-3-15（P364）を参照。）

業績指標 5-3-2：不正薬物の水際押収量の割合

(単位：%)

	平成11～15年	12～16年	13～17年	14～18年	15～19年	
					目標値	実績値
水際押収量の割合	81.2	85.0	81.0	81.8	向上	80.4

(出所) 関税局調査課調

(注1) 当該年を含めた過去5年間における不正薬物(覚せい剤、大麻、麻薬類(ヘロイン、コカイン、あへん))の国内全押収量(厚生労働省統計)中、水際押収量(税関が摘発した事件、または警察等他機関が摘発した事件で税関が関与したものに係る押収量)の占める割合。

(注2) 関係機関による実績等外的要因による変動が大きいため、過去5年間の平均値で把握。

ロ 事前報告情報を活用した検査の強化

業績指標 5-3-3「事前選定による検査指数」を設定し、海上貨物スクリーニングシステムを活用するとともに、混載貨物の詳細情報を積極的に求め、貨物の事前報告情報を出来るだけ早く入手することによって、取締対象貨物を早期に絞り込んで重点的な取締りが実施できるように努めました。その結果、前年度に比べてハイリスク貨物に対する検査が強化されました。

また、航空機旅客等の携帯品についても、事前報告情報を活用し、重点的な取締りに努めました。

(新) 業績指標 5-3-3：事前選定による検査指数

	平成18年度	19年度	
		目標値	実績値
事前選定による検査指数	100	118	168

(出所) 関税局監視課調

(注) 平成18年3月に運用を開始した海上貨物スクリーニングシステムを利用して事前選定した貨物の検査の実施状況について、平成18年度の検査件数を100とし、その指数を測定する。

(新) 参考指標 5-3-24：積荷、旅客及び乗務員に関する事前報告状況(事前報告されたものの割合) (単位：%)

	平成19年度
事前報告されたものの割合	98.9

(出所) 関税局監視課調

(注) 船舶・航空機の入港前の定められた期間内に積荷、旅客及び乗務員に関する事項が報告された割合。なお、船舶等の通信設備が故障していた場合や、荒天により緊急入港した場合には、事前報告の対象外となり、入港後に積荷目録、旅客氏名表等が提出された。

ハ 大型X線検査装置等による検査の強化

大型X線検査装置については、近年、コンテナで輸出入される貨物やコンテナ自体を利用した大口の密輸事犯が多発している状況を踏まえ、コンテナや自動車、小型ボート等の大型貨物の検査を可能とするため、平成18年度までに全国16か所(13港)に配備しました。

平成19年度においては業績指標5-3-4「大型X線検査装置による検査指数」を設定し、これら大型X線検査装置を活用した効果的・効率的な大型貨物の取締りを行いました。その結果、前年度に比べて6%増と大型貨物の取締りが強化されました。

## (新)業績指標 5-3-4：大型X線検査装置による検査指数

	平成18年度	19年度	
		目標値	実績値
大型X線検査装置による検査指数	100	105	106

(出所) 関税局監視課調

(注1) 大型X線検査装置による検査の実施状況について、平成18年度の検査件数を100とし、その指数を測定する。

(注2) 全国13港16箇所に設置されている大型X線検査装置は、平成18年3月までに設置された。

## 関係機関との連携と情報の収集

警察、海上保安庁等の関係機関や外国税関当局等と情報交換体制の更なる拡大・充実に努めるなど連携の一層の強化を図りました。更に、WCOやASEMなどの関係する国際的な会議や協力枠組みに積極的に参画し、外国関係機関との連携強化に努めたほか、平成19年度においては、新たに香港及びECとの税関相互支援協定・取決めに締結しました。(平成20年5月に国会で承認された日ブルネイ及び日インドネシア経済連携協定においても、水際取締りのための情報交換の規定が盛り込まれています。)

このように、様々な手段で収集した情報が摘発に活かされているかを測定するため、業績指標5-3-5「密輸摘発事案のうち情報を活用したものの割合」を設定し、密輸関連情報の入手に努めるとともに、各種情報の分析等に積極的に取り組みました。その結果、平成19年は14.2%となり、前年とほぼ同水準になっています。犯則手口が悪質化・巧妙化する中、関係機関等との連携を強化するとともに、情報交換及び入手情報の分析を積極的に行っていきます。

## 業績指標 5-3-5：密輸摘発事案のうち情報を活用したものの割合

(単位：%)

	平成15年	16年	17年	18年	19年	
					目標値	実績値
情報を活用したものの割合	10.0	19.6	14.7	14.6	向上	14.2
事前報告情報を活用したものの割合		2.6	10.1	15.8	17	23.2

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注1) は密輸に関する個別情報を端緒として摘発した件数の不正薬物の密輸摘発総件数に占める割合。

(注2) は郵便物を除く、積荷・旅客等に関する事前報告情報を端緒として摘発した件数の不正薬物の密輸摘発件数に占める割合。

## 平成20年度関税改正

平成20年度関税改正において、税関における水際取締りの充実等を図るため次の施策を講じました。

イ 知的財産侵害物品及び児童ポルノの国際的な拡散防止を図るため、我が国を經由して第三国に向けて輸送される知的財産侵害物品及び児童ポルノを取締りの対象に追加しました。

ロ 差止申立て制度を利用する権利者の利便性向上を図るため、知的財産侵害物品に係る差止申立て手続を簡素化しました。

八 犯則事件の調査を円滑に行うため、犯則調査における民間団体等への照会に係る規定の整備を行いました。

二 犯則調査の円滑な実施及び適正手続を確保するため、学識経験者に犯則物件の鑑定を囑託することができる規定の整備を行いました。

施策 5-3-3：大型監視艇の増配備により、沖縄・先島諸島海域における取締りの強化を図る。（成果重視事業）

[平成19年度実施計画]

東西1,000km、南北400kmの海域を管轄する沖縄地区税関においては、これまで那覇港を出動拠点とする大型監視艇1艇により、広範囲な海域の監視取締りを実施してきましたが、平成18年度末に、石垣港を出動拠点とする大型監視艇1艇を配備しました。これにより、先島諸島海域の取締りの強化を図ります。

当該施策に対応する業績指標として、「大型監視艇の増配備による取締りの強化」を設定し、沖縄地区税関の管轄する海域への到達割合及び先島諸島海域における監視艇の出動回数により取締りの強化が図られているかを測定します。

[事務運営の報告]

業績指標5-3-6「大型監視艇の増配備による取締りの強化」については、平成18年度に大型監視艇1艇を沖縄地区税関に配備したことにより、監視艇の出動拠点から3時間以内で到達できる海域（主要諸島）の割合は100%となりました。また、増配備された大型監視艇による平成19年度における先島諸島海域への出動回数は126回と目標の100回を上回るなど、先島諸島海域における監視取締りの強化を図りました。

なお、「成果重視事業」である「大型監視艇による沖縄・先島諸島海域取締強化対策」についての評価は、別途505ページで行っています。

業績指標 5-3-6：大型監視艇の増配備による取締りの強化（単位：％、回）

	平成17年度	18年度	19年度	
			目標値	実績値
到達割合	41%	41	100	100
先島諸島海域における出動回数			100回	126

（出所）関税局監視課調

（注1）「大型」とは、全長30m程度、総トン数100t程度のものをいう。

（注2）は、沖縄地区税関管轄海域において大型監視艇出動拠点から3時間以内で主要近隣諸島に到達できる割合。平成19年度から、監視艇出動拠点が2か所となった。

（注3）は、先島諸島海域における増配備された大型監視艇の出動回数。

重 業績目標 5-3-4：税関手続における利用者の利便性の向上

[平成19年度実施計画]

近年、国民の安全について社会の要請が強まる中、税関における水際取締りの強化が求められています。同時に、輸出入件数が年々増加する中、これらを円滑に処理することも求められています。

このため、税関としては、適正な通関を確保しつつ、円滑な通関処理を実現することを通じて、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者の利便性の向上に貢献することが重要と考えます。この観点から、ハイリスク貨物に対する重点的な審査・検査や、大型X線検査装置等の取締機器の有効活用に努めるとともに、輸出入通関・保税その他の税関手続の簡素化に向けた様々な制度の改善を行い、引き続き不断の見直しに努めるほか、説明会等を通じてこれらを周知していきます。

特に、国際物流におけるセキュリティ強化と効率化を通じ、我が国の競争力の強化を図るとともに、通関手続の一層の迅速化等の利便性の向上を図る観点から、コンプライアンス（法令遵守）の優れた輸出入者に対する特例措置（簡易申告制度、特定輸出申告制度）の改善に重点的に取り組んでいきます。

また、アンケート調査により輸出入通関等の個別の制度に係る利便性について印象、意見等を聴取し、その結果を分析することにより、改善を図っていきます。さらに、出入国旅客の携帯品に係る通関（旅具通関）についても、これまでのアンケート調査の結果から、平成19年度には、記入のしやすい「携帯品・別送品申告書」へ改訂するとともに、税関職員の接遇の更なる向上を目指します。

当該目標に対応する中期的な業績指標として、「輸入通関における平均所要時間」を設定し、上記のような税関手続の改善等の取組によって国際物流の迅速化・円滑化がどれだけ実現されているかを測定します。さらに、「簡易申告制度の利用状況（特例輸入者数）」及び「特定輸出申告制度の利用状況（特定輸出者数）」を設定し、コンプライアンス（法令遵守）の優れた輸出入者に対する特例措置の利用状況を測定します。また、「輸出入通関における利用者満足度」を設定し、これらの取組に対する総合的な利用者の満足度を測定します。

## 〔事務運営の報告〕

### AEO制度の推進等

民間企業と税関のパートナーシップの拡充を通じて、国際貿易におけるセキュリティ確保と貿易円滑化の両立を図る観点から、貨物のセキュリティ管理と法令遵守体制が整備された事業者を税関が認定し、通関手続の簡素化等の特例措置を適用する「AEO（Authorized Economic Operators）制度」を推進しました。平成20年度関税改正においては、AEO制度について、サプライチェーン全体をカバーするよう、輸出入者及び倉庫業者に加え、通関業者、船会社、航空会社等の貿易関連事業者を対象を拡大しました。また、既存のAEO制度の利便性向上を図り、その活用が一層なされるよう、原則担保提供を不要とすることや、特定保税承認者（AEO倉庫業者）が登録する保税蔵置場等の許可手数料を廃止するなどの改善を行いました。

更に、我が国と同様のAEO制度を導入している米国等の主要貿易国との間で、相互認証協議等を行い、本年5月には、ニュージーランドとの間で、我が国にとって初めての、世界的にも2例目、双方向の物流を対象とした取組としては世界で最初の取組として相互認証取決めに合意しました。

また、空港・港湾の深夜早朝利用等を促進し、迅速な国際物流を実現する観点から、臨時開庁制度について、本年4月より手数料を全面的に廃止する等の見直しを行いました。

これらの制度を一層認知していただくために、説明会の開催等、輸出入者等に対し直接周知する機会を多く設けるとともに、税関ホームページ（<http://www.customs.go.jp/>）に、制度の内容やメリットを適時に掲載するなど積極的に周知を行いました。

### 輸入通関における平均所要時間

業績指標5-3-7「輸入通関における平均所要時間（調査実施年度のみ）」については、平成18年3月に調査を実施し、その調査結果を同年7月に公表しました。

平均所要時間は、前回調査（平成16年3月）と比べ、海上貨物は4.3時間から3.3時間に短縮し、航空貨物は、前回と同じ0.4時間を維持しています。これは、税関の深夜・休日等における通関体制の整備の定着などにより、全体として所要時間が短縮したものと考えられます。

業績指標 5-3-7：輸入通関における平均所要時間

(単位：時間)

		平成9年度 (H10.3実施)	12年度 (H13.3実施)	15年度 (H16.3実施)	17年度 (H18.3実施)	20年度 目標値
平均所要時間	海上	5.6(86.7)	4.9(73.8)	4.3(67.1)	3.3(63.8)	3
	航空	0.7(31.5)	0.6(25.7)	0.4(17.0)	0.4(14.4)	0.4

(出所) 関税局業務課調

(注1) 輸入申告から輸入許可までの時間。船舶等の入港から輸入許可までの時間を括弧書きで参考表示した。

(注2) 調査を実施した年度のみ計上している。

(注3) 目標年度(調査実施年度)は、今後の状況により変更する場合がある。

AEO制度の利用状況

業績指標 5-3-8「簡易申告制度の利用状況(特例輸入者数)」については、制度の改善を図るとともに、制度のメリット等の周知に努めた結果、目標値の60者を4者下回ったものの、平成18年度(51者)から5者増の56者となりました。簡易申告制度の利用拡大を図るため、事業者の意見等を踏まえ、平成20年度関税改正において、原則として担保提供を不要とするなどの改善を行ったところです。

(新) 業績指標 5-3-8：簡易申告制度の利用状況(特例輸入者数)

(単位：者)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
					目標値	実績値
特例輸入者数	54	56	55	51	60	56

(出所) 関税局業務課調

(注) 各年度末における特例輸入者数。

業績指標 5-3-9「特定輸出申告制度の利用状況(特定輸出者数)」については、平成19年5月にとりまとめられたアジア・ゲートウェイ構想の貿易手続改革プログラム等において、本制度の利用拡大が最重要課題の一つとされたことも踏まえ、重点的に取り組んだ結果、平成19年度の実績は平成18年度(8者)から92者増の100者と飛躍的に増加し、目標値の50者を大きく上回りました。

(新) 業績指標 5-3-9：特定輸出申告制度の利用状況(特定輸出者数)

(単位：者)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
					目標値	実績値
特定輸出者数			1	8	50	100

(出所) 関税局業務課調

(注1) 各年度末における特定輸出者数。

(注2) 本制度の導入が平成18年3月1日であるため、平成15年度及び16年度の実績はない。

輸出入通関における利用者満足度

業績指標5-3-10「輸出入通関における利用者満足度」については、輸出入者及び通関業者を対象としてアンケート調査を実施して計測しました。

平成19年度のアンケート調査は、平成19年12月に全国の税関において輸出入者及び通関業者を対象として実施し、輸出入者については428者から、通関業者については851営

業所から回答を頂きました。

その結果、7段階評価のうち上位2段階の評価（「大変満足」及び「満足」）を得た割合である「輸出入手続全体に関する評価（満足度）」は、輸出入者については23.2%（前年度：19.0%）、通関業者については30.4%（前年度：29.5%）と、それぞれ目標値には達しなかったものの、上昇しました。これは、輸出入通関における利用者の満足度の向上に向けて、文書による事前教示制度の利用拡大等に取り組んだ結果、満足度は上昇したものの、「回答・判断のばらつきの無さ」の改善度が相対的に低かったことが目標値に達しなかった主な要因と考えられます。これらの結果を踏まえ、更なる改善を目指して職員研修の充実を図ってまいります。

業績指標 5-3-10：輸出入通関における利用者満足度（単位：％）

		平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
						目標値	実績値
満足度	輸出入者	20.1	20.2	24.5	19.0	30	23.2
	通関業者	28.1	24.6	33.0	29.5	40	30.4

（出所）関税局業務課調（アンケート調査による）

（注）アンケート調査の概要についてはP531参照。

なお、上記の評価に「やや満足」を加えた上位3段階の評価を得た割合は、輸出入者については、50.0%（前年度：48.8%）、通関業者については、67.2%（前年度：64.7%）となっています。

（参考）輸出入通関における利用者満足度（上位3段階評価）（単位：％）

		平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
満足度	輸出入者	59.7	55.5	53.2	48.8	50.0
	通関業者	67.0	63.5	65.5	64.7	67.2

#### 旅具通関

平成19年度のアンケート調査は、平成19年12月に成田、関西、中部及び福岡の各空港において一般旅客を対象として実施し、843名の方から回答を頂きました。

その結果、7段階評価のうち上位2段階の評価（「大変満足」及び「満足」）を得た割合である「旅具通関に対する利用者の評価」は、51.9%と前年度を上回る結果となりました（前年度：50.8%）。また、改善度については、36.9%が、以前と比べて良くなったと評価しており、悪くなったとの評価が2.7%であったことから、税関職員の接遇の向上等については、職員研修等の成果が現れたものと分析されます。また、過去のアンケート調査の結果から、旅具通関で重点的に取り組むべき事項として、申告手続における「携帯品・別送品申告書の記入しやすさ」が挙げられていたことから、平成19年3月に申告書の様式を改訂したところ、「記入のしやすさ」及び「内容のわかりやすさ」の項目において約4割が大変満足又は満足と回答し、約2割が以前と比べて良くなったと評価していることが分かりました。これらの結果を踏まえ、引き続き税関職員の接遇の向上等に努めます。

なお、上記の評価に「やや満足」を加えた上位3段階の評価を得た割合は、67.9%と高い割合となっています。

(アンケート調査の結果については、税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp/>) に掲載しています。)

参考指標 5-3-27：旅具通関に対する利用者の評価 (単位：%)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
評 価	64.5	55.8	45.6	50.8	51.9

(出所) 関税局監視課調(アンケート調査による。)

(注) アンケート調査の概要についてはP533参照。

(参考)旅具通関に対する利用者の評価(上位3段階評価) (単位：%)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
評 価	82.5	79.2	76.1	68.7	67.9

施 策 5-3-5：次期税関システムを開発・導入することにより、利用者の利便性の向上を図る。(成果重視事業)

[平成19年度実施計画]

税関システムの現状

国際物流の迅速化・円滑化及び利用者の利便性の向上に貢献するために、税関手続の改善等のほか、税関の業務及びITシステムの最適化に向けた見直しにも重点的に取り組んでいます。

輸出入及び港湾・空港の税関手続のシステム化については、昭和53年に通関情報処理システム(NACCS)を導入し、以後も累次のシステム更改や他省庁システムとのインターフェース化(連携)等を行い、通関の迅速化や、輸出入者等の利便性の向上を図っています。

次期税関システムの開発

輸出入及び港湾・空港の税関手続について、適正な通関を確保しつつ、迅速かつ円滑な処理を実施することにより利用者の利便性を向上させ、国際物流の迅速化・円滑化・電子化に貢献するため、平成18年3月に決定した「税関業務(輸出入及び港湾・空港手続関係業務)の業務・システムの最適化計画」に基づき、次期税関システムの開発を着実に進めます(次期海上システム：平成20年10月、次期航空システム：平成21年度中)。

この次期税関システムの開発・運用に当たっては、利用者にとって使いやすく、コストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築することを心がけており、今後とも利用者の利便性の一層の向上に努めていきます。

また、シングルウィンドウについては、平成17年12月に決定した「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」に基づき、平成20年10月に府省共通ポータルを開発し、次世代シングルウィンドウを実現することとしており、関係府省と協力し、着実に開発を進めます。

当該施策に対応する業績指標として、「次期NACCSの利用状況(システム処理率)」及び「次期NACCSの運用状況(システム稼働率)」を設定し、国際物流の電子化等への貢献状況を測定します。

なお、この次期税関システム開発事業については、「成果重視事業」として、平成19年度に10億円の予算措置をしています。

[事務運営の報告]

税関システムの現状

NACCS等の税関システムについては、システムの管理体制を充実することにより、安定稼働に努めるとともに、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者の利便性の向上に貢献するために、税関手続の改善等のほか、税関の業務及びシステムの最適化に向けた見

直しにも重点的に取り組みました。これらの結果、平成19年におけるシステム処理率は輸出入とも約98%となるとともに、平成19年度におけるシステム稼働率が航空N A C C Sは99.9%、海上N A C C Sは100%と、引き続き高水準を維持しています。

#### 次期税関システムの開発

平成19年度においては、平成18年3月に決定・公表された「税関業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム最適化計画」に基づき、次期システムの平成20年10月の稼働に向けて開発を進めました。

また、平成19年6月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」に盛り込まれている貿易手続改革プログラムを受け、申請画面や業務コードの統一などの機能や利便性を向上させた次世代シングルウィンドウ（府省共通ポータル）の平成20年10月の稼働に向けて開発を進めました。

「成果重視事業」である「次期税関システム開発事業」に係る評価については、平成19年度においては事業効果が発現しないため、当該施策に対応する業績指標として、次期N A C C Sの利用状況（システム処理率）及び運用状況（システム稼働率）を設定し国際物流の電子化等への貢献状況を測定するなど、事業効果が発現する平成21年度及び22年度に評価を行う予定です。

#### 関係省庁システムの一体的運営と独立行政法人通関情報処理センターの特殊会社化

輸出入及び港湾・空港手続について、我が国の国際競争力強化や利用者の利便性向上等の観点から、平成20年10月にN A C C Sと国土交通省の港湾関係手続システム（港湾E D I）を統合するとともに、関係省庁の輸出入等関連情報処理システムについても一体的な運営を行うこととしています。また、独立行政法人通関情報処理センター（N A C C Sセンター）については、組織形態を株式会社とすることで企業経営による業務運営の更なる効率化及び国際的なシステム連携などの新規業務の展開による利用者の利便性向上が期待できることから、同センターを解散して、新たに輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社を平成20年10月1日に設立することとしています。

これらの措置を講じるため、「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」を平成20年2月1日に第169回国会（常会）に提出しました。（本法案は平成20年5月23日に国会で可決されました。）

（新）業績指標 5-3-11：次期N A C C Sの利用状況（システム処理率）（単位：％）

	平成21年目標値	22年目標値
システム処理率	海上貨物の輸出入申告のシステム処理率 98%	全貨物の輸出入申告のシステム処理率 98%

（出所）関税局総務課事務管理室調

（注1）N A C C Sにより処理された輸出入申告件数/税関への全輸出入申告件数（輸出入申告件数には、輸出入許可、蔵入承認件数、移入承認件数、総保入承認件数及び積戻し件数を含む）。

（注2）システム処理率において、平成21年目標値は、海上N A C C Sのみ更改されているため、海上貨物のシステム処理率のみ設定。

(新)業績指標 5-3-12: 次期NACC Sの運用状況(システム稼働率) (単位: %)

システム稼働率	平成21年度目標値	22年度目標値
航空NACC S		99.99
海上NACC S	99.99	99.99

(出所) 独立行政法人通関情報処理センター調

(注1) システム実稼働時間÷1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間

(注2) 航空NACC Sの稼働率において、平成21年度目標値は、システム更改前のため、設定していない。

参考指標 5-3-25: NACC Sの運用状況(システム処理率) (単位: %)

		平成15年	16年	17年	18年	19年
電算 処理率	輸出許可	99.2	98.6	98.0	98.3	98.1
	輸入許可	97.0	97.4	97.5	97.7	97.7

(出所) 関税局総務課事務管理室調

(注) NACC Sにより処理された輸出入申告件数/税関への全輸出入申告件数(輸出入申告件数には、輸出入許可、蔵入承認件数、移入承認件数、総保入承認件数及び積戻し件数を含む)。

参考指標 5-3-26: NACC Sの運用状況(システム稼働率) (単位: %)

		平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
システム 稼働率	航空NACC S	99.9	99.9	99.9	100	99.9
	海上NACC S	99.9	100	100	100	100

(出所) 独立行政法人通関情報処理センター調

(注) システム実稼働時間÷1日のうちメンテナンス時間( )及び計画的な停止による時間を除く時間

( )メンテナンス時間

航空: 午前4:30~午前5:00(平成13年10月までは午前4:30~午前6:00)

海上: 午前2:00~午前4:00(平成14年4月までは午前2:00~午前5:00)

施策 5-3-6: 実効性ある税関行政実現のための情報提供

[平成19年度実施計画]

関税等の適正な賦課及び徴収を確保するためには、輸入者に対して、関税制度や輸入しようとする貨物の関税等に関する情報を提供することが必要です。また、国民生活の安全・安心の確保のためには、社会悪物品等の密輸阻止が重要であり、国民の皆様にも水際取締りの実態とともに、その重要性を知っていただくことが必要です。さらに、適正な通関を確保しつつ、迅速かつ円滑な処理を実現するためには、利用者が税関手続等に関する情報を、必要な時に得られることが必要です。

このため、平成19年度においては、引き続き、輸出入通関制度や水際取締りの状況等の情報を税関ホームページ等に掲載し、その提供に努めるとともに、講演会や業務説明会等を通じて、これらの情報を積極的に発信していきます。

当該施策に対応する業績指標として、「税関ホームページへのアクセス状況」を設定し、インターネットを通じた情報提供の度合いを測定します。また、「輸出入通関制度の認知度」及び「密輸取締り活動に関する認知度」を設定し、通関手続や水際取締りに関する情報発信がどの程度認知されているか測定します。

また、税関では、関税に関する法律の解釈・適用、申告・申請等の手続に関する相談を受け付ける総合的な窓口として、税関相談官を設置するとともに、税関手続についての相談を税関ホームページ上のキーワード検索や音声及びファックスで自動的に回答する「カスタムスアンサー」を導入しており、このような取組により、他省庁所管の手続を含む輸出入関連手続全般にわたる幅広い情報を提供しています。

税関相談制度を構成する個別の事務の内容について、アンケート調査により利用者の印象、意見等を聴取し、その結果を分析することにより、業務の改善を図り、利用者の方々の要望によりかなったものとしていきます。

近年、個人を含め輸出入を行う方の増加により、「カスタムスアンサー」に求められる情報が多種多様化しており、その利用の大部分がインターネットによるものであることから、税関ホームペ

ージに掲載している「カスタムスアンサー」の充実に重点をおき、制度改正等を踏まえた質問・回答内容の見直しを実施する等、利用者にとってより使いやすいものにしていきます。

当該施策に対応する業績指標として、「税関相談制度の運用状況（税関相談に即日に対応した割合）」を設定し、税関相談に迅速に対応しているかどうかを測定します。また、「税関相談制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）」を設定し、税関相談事務の内容が利用者の方々の要望にかなったものであるかどうかを測定します。さらに、「カスタムスアンサー（インターネット版）利用件数」を設定し、カスタムスアンサー（インターネット版）を通じた税関手続に係る情報提供の度合いを測定します。

#### [ 事務運営の報告 ]

業績指標5-3-13「税関ホームページへのアクセス状況」については、アクセス件数の増加を目指し、法律等の改正に係る情報の速やかな掲載や、ダウンロード可能な税関様式の追加など情報の提供及び内容の充実に努めました。また、平成19年5月に税関ホームページの全面リニューアルを行い、各税関に開設していたホームページの集約、障害者や高齢者の利用に配慮したアクセシビリティの改善、全文検索機能の追加等を行ったほか、構成を利用目的別に整理し直すとともに、新たに税関関係用語集や関連リンクを追加するなど、分かりやすく、使いやすいホームページ作りに取り組みました。

なお、平成19年度の「税関ホームページへのアクセス状況」については、アクセス件数は118,858,615件（前年比24%減）、訪問者数は1,621,654者（22%増）となりました。これは、5月に実施した税関ホームページの全面リニューアルにおいて、利用目的別に整理したことや全文検索機能を付加したこと等により使い勝手が良くなったことから、訪問者は増加した一方で、容易に目的のページを探索して辿りつくことが可能となったため、アクセス件数は減少するなど、アクセス全体の傾向が大きく変化したためと考えられます。

業績指標 5-3-13：税関ホームページへのアクセス状況（単位：件）

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
					目標値	実績値
アクセス件数	56,458,949	106,659,378	132,741,425	156,448,199	154,000,000	118,858,615
訪問者数	851,166	997,921	1,180,507	1,324,164	1,370,000	1,621,654

（出所）関税局総務課調

（注1）アクセス件数は、税関ホームページ（<http://www.customs.go.jp>）を参照した件数。

平成19年度実施計画書から「トップページ（日本語版・英語版）」の件数を「ホームページ（全体）」にかえて採用している。

（注2）訪問者数は、税関ホームページを訪問した者の数を月単位で計測したもの。

平成19年度実施計画書から「訪問数（30分以内のアクセスを1カウントとする）」を「訪問者数」にかえて採用している。

参考指標 5-3-30：税関手続及び様式のホームページへの掲載件数（単位：件）

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
掲載件数	様式 134	様式 160	様式 157	様式 383	様式 340
	手続 161	手続 169	手続 169	手続 249	手続 260

（出所）関税局監視課、業務課、調査課調

（注）掲載件数：「電子政府の総合窓口（e-Gov）」に掲載された税関手続（概要）及び税関ホームページに掲載された申請や届出等の様式の件数。

税関職員による説明会・講演会については、利用者の方々の要望を踏まえて、税関業務全般について説明等を行ったほか、新制度の導入あるいは制度改正に合わせて引き続き積極的に実施しました。

参考指標 5-3-28：税関による講演会・説明会の開催回数 (単位：件)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
講演会	315	342	392	329	332
説明会	1,012	987	1,139	1,108	1,085

(出所) 関税局総務課調

(注) 各税関で行われる業務説明会、講演会(主な対象者：通関業者等関連団体、貿易関係者、教師、学生など)の開催回数。

関税等の適正な賦課・徴収や、国民生活の安全・安心を確保するためには、輸出入者を始めとする利用者に対して税関の制度等の情報を分かりやすく提供し、広く認知されることが重要です。業績指標 5-3-14「輸出入通関制度の認知度」については、輸出入者及び通関業者を対象としてアンケート調査を実施し輸出入通関制度の認知度を測定したところ、ほとんどの項目において平成18年度の実績値を上回ったものの、目標値には届きませんでした。今後、情報をより分かりやすく提供するなど、広報活動等の改善に取り組む必要があります。

(新) 業績指標 5-3-14：輸出入通関制度の認知度 (単位：%)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
					目標値	実績値
事前教示制度	62.8	64.0	69.4	63.9	70	69.8
他法令手続のコンピュータシステムによる税関への証明	54.1	64.6	66.7	61.7	70	60.2
納期限延長制度	69.2	72.0	74.8	72.8	80	73.3
簡易申告制度	79.1	74.8	78.0	73.4	80	79.0
特定輸出申告制度					70	68.4
執務時間外における通関	73.8	93.5	88.2	88.1	90	88.3

(出所) 関税局業務課調

(注1) アンケート調査により計測。概要についてはP531参照。

(注2) 「特定輸出申告制度」については、平成18年3月導入であるため、平成18年度までの実績はない。

業績指標 5-3-15「密輸取締り活動に関する認知度」については、全国の税関においてアンケート調査を実施し、平成19年度は76.9%と、平成18年度の80.0%に比べると3.1ポイント減となりました。

「密輸取締り活動に関する認知度」については、前年度まで年々その実績は向上してきており、近年は約8割の方が税関の密輸取締り活動をほぼ認知しているという結果がでています。このような中、平成19年度においては、税関見学者等に密輸取締り活動を紹介した

広報ビデオを上映し、更に政府インターネットテレビでも同広報ビデオを配信したほか、全国の税関が行った密輸摘発事件の報道発表(概要)を税関ホームページに掲載するなど、密輸取締り活動の認知度を上げるための取り組みを行いました。なお、認知度のアンケート調査の結果では、男性の回答者に比べて女性の回答者の認知度が低いという結果がでていることから、平成20年度においては、これを踏まえて広報活動を実施していきます。

(アンケート調査の結果については、税関ホームページ(<http://www.customs.go.jp/>)に掲載しています。)

業績指標 5-3-15：密輸取締り活動に関する認知度 (単位：%)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
					目標値	実績値
認知度	57.6	68.6	78.4	80.0	80	76.9

(出所) 関税局総務課調

(注) アンケート調査により計測。概要についてはP532参照。

参考指標 5-3-29：税関の密輸抑止効果についての認識(密輸防止を目的とした広報活動に関する評価) (単位：%)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
評価	集計実績無	32.5	33.7	28.6	32.5

(出所) 関税局総務課調

(注1) アンケート調査により計測。

(注2) 数値は、アンケート調査における7段階評価の上位2段階である「十分役立っている」と及び「役立っている」の割合。なお、アンケート調査の概要についてはP533参照。

(参考)税関の密輸抑止効果についての認識(密輸防止を目的とした広報活動に関する評価)  
(上位3段階評価) (単位：%)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
評価	集計実績無	66.9	62.9	63.6	66.6

(注) 数値は、7段階評価の上位3段階である「十分役立っている」、「役立っている」と及び「まあ役立っている」で集計した割合。

税関相談については、より一層国民の皆様に分かりやすく適切な助言が行えるよう努めるとともに、研修等を通じて職員の接遇の向上に努め、税関相談についての利用者満足度が向上するよう業務運営に努めました。

業績指標 5-3-16「税関相談制度の運用状況(税関相談に即日に対応した割合)」については、利用者から寄せられた税関相談に迅速に対応した結果、平成19年度においても、即日に対応したものが、99.9%と極めて高い割合となりました。

業績指標 5-3-16：税関相談制度の運用状況(税関相談に即日に対応した割合)(単位：%)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
					目標値	実績値
割合	99.8	99.8	99.9	99.8	99.9	99.9

(出所) 関税局業務課調

(注) 税関相談官が対応した事案のうち、受付から回答までの所要時間が即日だったものの割合。

業績指標 5-3-17「税関相談制度の運用状況(税関相談についての利用者満足度)」については、窓口来訪者、輸出入者、通関業者に対するアンケート調査によりこれらの利用者の印象、意見等を聞き、その結果について分析しました。

平成19年度のアンケート調査は、平成19年12月に全国の税関において窓口来訪者及び輸出入者を対象として実施し、633名から回答を頂きました。

その結果、7段階評価のうち上位2段階の評価(「大変満足」及び「満足」)を得た割合である「税関相談制度の運用状況(税関相談についての利用者満足度)」は、51.3%と目標値を上回りました。

これは、職員の法令知識・商品知識の充実や接遇の改善などに取り組んできた成果が現れたものと分析されます。

(アンケート調査の結果については、税関ホームページ(<http://www.customs.go.jp/>)に掲載しています。)

業績指標 5-3-17: 税関相談制度の運用状況(税関相談についての利用者満足度)(単位:%)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
					目標値	実績値
満足度	44.7	24.8	46.1	51.4	50	51.3

(出所) 関税局業務課調

(注) アンケート調査の概要についてはP532参照。

なお、上記の評価に「やや満足」を加えた上位3段階の評価を得た割合は、71.7%となっています。

(参考) 税関相談制度の運用状況(税関相談についての利用者満足度)(上位3段階評価)(単位:%)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
満足度	68.2	45.9	75.7	72.1	71.7

参考指標 5-3-31: 税関相談制度の運用状況(相談処理件数)

(単位:件)

	平成15年	16年	17年	18年	19年
処理件数	177,429	184,943	192,448	193,091	193,896

(出所) 関税局業務課調

(注) 税関相談官が税関相談を受け付けた件数。

カスタムスアンサー(インターネット版)がインターネットを通じた税関手続に関する照会に的確に回答し、情報を適切に提供しているかを測定するため、業績指標 5-3-18「カスタムスアンサー(インターネット版)利用件数」を設定しています。平成19年度においては、利用者にとって使いやすいものとなるよう、制度改正等を適時に反映し質問・回答内容を見直すなど、カスタムスアンサーの改善に取り組みました。この結果、平成19年度

の実績は平成18年度より増加したものの、目標値は下回りました。アンケート調査によれば、改善事項として記載要領や手続等の具体的な事例の充実を求める意見があり、今後、具体的な事例を充実させ、利用者により便利なものとなるよう取り組む必要があります。

(新) 業績指標 5-3-18: カスタムスアンサー (インターネット版) 利用件数 (単位: 件)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
					目標値	実績値
利用件数	93,820	123,047	150,273	165,127	175,000	172,921

(出所) 関税局業務課調

(注) カスタムスアンサー (インターネット版) のトップページへのアクセス件数。

#### 【事務運営プロセスの改善に係る取組】

業績指標5-3-17「税関相談制度の運用状況 (税関相談についての利用者満足度)」を設定し、税関職員の接遇の改善や法令知識・商品知識の充実を図るなど業務改善に取り組んだ結果、目標値を上回ることができました。また、業績指標5-3-1「事前教示制度の運用状況 (事前教示に一定期間以内で回答した割合)」を設定し、事前教示制度において、適切な日程管理を行うなどの確・迅速な制度運用に努めた結果、文書及び口頭による回答の双方において、一定期間 (文書: 30日、口頭: 即日) 内で回答した割合が極めて高いものとなるとともに、平均処理日数についても、目標 (16日以内) を達成しています。

更に、社会悪物品等の取締りについては、業績指標5-3-3「事前選定による検査指数」を設定し、海上スクリーニングシステムや貨物の事前報告情報等の活用にも努めた結果、より効果的・効率的な取締りを行うことができました。

## 5. 平成18年度政策評価結果の政策への反映状況

### (1) 関税等の適正な賦課及び徴収

#### 通関審査及び事後調査の的確な実施

通関時において高度な視点から審査・検査を実施できるよう、スタッフ部門とライン部門間における一層の連携強化や研修等を通じた通関部門職員の商品等に対する知識と専門性の向上を図り、的確な通関審査に努めました。また、事後調査においても、適正・公平な課税の実現を図るため、同様に調査水準の維持・向上に努めました。

#### 事前教示

事前教示については、文書による事前教示手続の見直しを行うとともに、文書及び口頭による照会に対し迅速に対応するよう努め、平均処理日数の一層の短縮を目標として業務運営に取り組みました。

#### 通関業者に対する指導・監督

適切かつ迅速な通関を確保するため、申告誤りに対する適時・適切な指導に努め、通関業法に義務付けられた書類の保存状況や業務の運営状況について立入調査による検

---

証・助言を行うとともに、法令違反があった場合には厳正に行政処分を行いました。

#### 保税制度の適切な運用

適正な納税申告の確保を図るため、保税地域の許可等の際に申請者の法令遵守状況、貨物管理体制等について審査を行うとともに、被許可者の法令遵守状況等を確認するための立入検査、貨物保全措置の点検等を実施すること等により、引き続き保税制度の適切な運用に努めました。

### (2) 社会悪物品等の密輸阻止

#### 取締体制の整備

税関においては、密輸事犯の手口が悪質化・巧妙化する中で、これらに的確に対応するため、密輸摘発能力の水準の向上に努めるとともに、先端技術を活用した検査機器を導入することにより、社会悪物品等の一層効果的な水際取締りを行いました。具体的には、水際における取締りに当たっては、貨物情報や旅客情報をできるだけ早く入手し、取締対象を絞り込んで重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的です。そのため、積荷及び旅客等に関する事項の入港前の報告を義務化するなどし、より充実した旅客及び貨物のスクリーニングを行いました。このほか、大型X線検査装置を始めとする各種X線検査装置、監視カメラ、麻薬探知犬等の取締機器の拡充・高度化を図り、効率的な活用に努めるとともに、平成18年6月に取りまとめた「検査機器に関する懇話会」における検討結果も踏まえて、検査機器に関する知識等職員の能力向上に向けた研修等を充実・強化するとともに、テラヘルツ波などの先端技術を活用した検査機器の導入に努め、平成19年度においても引き続き、情報を活用してリスクの高い貨物に対象を絞り込んで重点的な水際取締りを行いました。

#### 関係機関との連携と情報の収集等

警察、海上保安庁等の関係機関や外国税関当局等との連携の一層の強化を図りました。特に、密輸摘発事案のうち情報を活用したものの割合がほぼ前年並みであったことから、国内関係機関や外国税関当局等との情報交換体制の更なる拡大・充実に努めました。更に、WCOやASEMなどの関係する国際的な会議や協力枠組みに積極的に参画し、外国関係機関との連携強化に努めたほか、平成19年度においては、新たに香港及びECとの税関相互支援協定・取決めを締結しました。

### (3) 税関手続における利用者の利便性の向上

#### 通関手続の迅速化のための制度の利用促進等

簡易申告制度、特定輸出申告制度及び特定保税承認制度について改善を行うこと等により制度利用者の一層の拡大を図るとともに、これらの制度に加え、物流全体のセキュリティ向上と円滑化を図る観点から、通関業者、船会社、航空会社等の貿易関連事業者をAEO制度の対象とするなど、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対して通関手続の簡素化等のベネフィットを付与するAEO(Authorized E

conomic Operators：認定事業者）制度を拡充しました。

また、我が国と同様のAEO制度を導入している米国、EU、ニュージーランドとの間で相互認証協議を進めました。このうち、ニュージーランドとは、本年5月に我が国にとって初めての、世界的にも2例目、双方向の物流を対象とした取組としては世界で最初の取組として相互認証取決めに合意しました。

#### 利用者満足度の向上

輸出入通関における利用者満足度が前年度実績から低下していたことから、輸出入者及び通関業者の方々の利用者満足度が向上するよう、職員研修の抜本的な見直し等による研修内容の充実を図るとともに、文書による事前教示制度の改善と一層の利用促進、全国レベルでの事例分析やデータベースの一層の活用に努めました。

#### (4) 次期税関システムの開発・導入等による利用者の利便性向上

NACCS等の税関システムについては、システムの管理体制を充実することにより、安定稼働に努めるとともに、平成18年3月に決定・公表された「税関業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム最適化計画」に基づき、次期システムの平成20年10月の稼働に向けて開発を進めました。

また、申請画面や業務コードの統一などの機能や利便性を向上させた次世代シングルウィンドウ（府省共通ポータル）の平成20年10月の稼働に向けて開発を進めました。

更に、我が国の国際競争力強化や利用者の利便性向上等を図る観点から、平成20年10月に、NACCSと港湾EDIを統合するとともに、関係省庁の輸出入等関連情報処理システムについても一体的な運営を行うこととしました。また、NACCSセンターについては、組織形態を株式会社とすることで企業経営による業務運営の更なる効率化及び国際的なシステム連携などの新規業務の展開による利用者の利便性向上が期待できることから、同センターを解散して、新会社を平成20年10月1日に設立することとしました。このための措置として、「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」を平成20年2月1日に第169回国会（常会）に提出しました。（本法案は平成20年5月23日に国会で可決されました。）

#### (5) 実効性のある税関行政実現のための情報提供

##### 税関広報活動の一層の充実

税関ホームページを通じた情報提供については、平成19年度においても引き続き内容の充実及び使いやすさ等の利便性の向上に取り組みました。

具体的には、平成19年度の関税改正を踏まえ、諸制度利用者の一層の拡大を図るため、関税等について、ホームページを活用した情報提供とその充実に努めるとともに、利便性向上のため「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」を踏まえ、税関ホームページのリニューアルを行いました。また、講演会や説明会等も活用して積極的な情報提供に努めました。

このほか、平成19年度においては、全国の税関が行った密輸摘発事件の報道発表（概

要)の税関ホームページへの掲載や、AEO制度等を含めた、関税政策・税関行政を分かりやすく紹介した「関税レポート2007(和文/英文)」を新たに制作し、また税関の密輸取締りを紹介した広報ビデオの税関見学者等への上映、同広報ビデオの政府インターネットテレビでの配信など、広報啓発活動の積極的展開に取り組みました。

#### 税関相談

税関相談については、より一層分かりやすい適切な助言が行えるよう努めるとともに、利用者満足度の一層の向上を図るため、引き続き研修等を通じて職員の接遇の更なる向上に努めました。また、カスタムスアンサーについては、パンフレットを作成・配布するなど積極的な広報を行うとともに、利用者の方々の要望に一層かなった分かりやすいものとするため、掲載項目の追加等による内容の充実や見直しに努めました。

### 6. 目標を巡る外部要因等の動向

#### (1) 関税等徴収額

関税等徴収額については、貿易の拡大に伴い輸入額が増加していることから、増加傾向にあり、平成18年度で約5.4兆円(全体の国税収入の10.0%)に達しています。このため、税関における関税等の適正な賦課及び徴収は、歳入確保の観点から極めて重要なものとなっています。

参考指標 5-3-1: 関税等徴収額(国税全体に占める割合を併記) (単位: 億円、%)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
徴収額	40,793億円	42,998	49,147	54,036	N.A.
国税全体に対する割合	9.0%	8.9	9.4	10.0	N.A.

(出所) 関税局業務課調

(注1) 徴収額: 税関による関税、消費税及び地方消費税、酒税、たばこ税及びたばこ特別税、揮発油税及び地方道路税、並びに石油税の徴収額を合算したもの。

(注2) 国税全体に占める割合: 税関による徴収額/国税徴収額。

(注3) 平成19年度実績値は、平成20年7月以降にデータが確定するため、平成20年度実績評価書に掲載予定。

#### (2) 平成19年の我が国の貿易動向

総合目標5 6.(5)(P102)参照。

参考指標 総5-6: 輸出入額及び貿易バランス(対GDP比を含む)の推移(P103に掲載)

#### (3) 輸出許可件数及び輸入許可・承認件数

年々増加する傾向で推移してきており、税関に対する行政需要は一層増大しています。

詳しくは政策目標5-1 6.(2)(P327)参照。

参考指標 5-1-1: 輸出入許可・承認件数の推移(P327に掲載)

## (4) 旅具通関の迅速化

入国旅客等の携帯品等に係る徴税事務を適正かつ迅速に行うため、ACTIS（旅具通関事務電算システム）を導入し、関税等の税額計算や納税告知書の作成を電算化するとともに、累次のシステム更改等を行い、旅具通関の迅速化を図っています。

（注）ACTIS（Airport Customs Taxation Information System）：入国旅客等の旅具通関時における携帯品、別送品、託送品の徴税処理を行うシステムのことをいいます。

## (5) 関税等の滞納整理中の税額

関税等を納期限までに完納しないなどの理由で発生した滞納については、徴収権の税関間での引継ぎにより効率的・効果的な徴収を行うなど納税義務の履行を確保すべく努めています。

参考指標 5-3-4：関税等の滞納整理中の税額（単位：百万円）

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
滞納整理中の税額	1,067	1,510	8,772	25,829	26,538

（出所）関税局業務課調

（注1）関税、消費税等を合算した年度末における総滞納税額。

（注2）平成17年度・平成18年度の税額が極端に増加しているのは、同年度に摘発された大口脱税事件に係る滞納の発生によるもの。

## (6) 外国貿易船等入国数及び入国旅客数

外国貿易機の入港機数及びそれに伴う入国旅客数は年々増加しており、税関の取締業務が増大する中で、適正な通関に努めています。

平成19年における外国貿易船等の入港数及び入国旅客数は以下の通りとなっています。

参考指標 5-3-13：入港船舶・航空機数及び入国旅客数（単位：隻、機、万人）

	平成15年	16年	17年	18年	19年
外国貿易船	134,879隻	136,326	135,927	137,935	134,827
外国貿易機	133,994機	150,110	159,615	165,526	172,864
特殊船	4,322隻	4,521	4,424	4,035	4,324
特殊機	4,037機	6,844	7,413	5,752	5,918
入国旅客数	1,915万人	2,370	2,490	2,571	2,649

（出所）関税局監視課調（入国旅客数のみ「法務省出入国管理統計年報」）

（注1）本邦に入港した外国貿易船（機）及び特殊船（機）の入港隻数。

・外国貿易船（機）：外国貿易のため本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機。

・特殊船（機）：客船、国際チャーター機など、本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機で、外国貿易船（機）以外のもの。

（注2）入国旅客数の平成19年は速報値である。

## (7) 密輸摘発実績等

密輸摘発実績等のうち、不正薬物の摘発においては、若年層の乱用拡大が懸念されるMDMAの摘発が大幅に増加し、MDMA等の錠剤型不正薬物の押収量は過去最高を記録しました。

密輸手口としては、従来の身辺巻き付けや飲み込みなどの隠匿手段に加え、親子連れを運び屋にする等一層悪質・巧妙化しており、これらに的確に対応するため、各種情報や検査機器の有効活用に努め、社会悪物品等の一層効果的な水際取締りを行っていきます。

平成19年（年度）における密輸摘発実績等は、以下の通りとなっています。

参考指標 5-3-14：旅具検査における摘発件数（単位：件）

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
摘発件数	356	391	276	379	330

（出所）関税局監視課調

（注） 税関が旅具検査（携帯品、別送品、託送品等の検査）において不正薬物・銃砲・ワシントン条約該当物品・知的財産侵害物品を摘発した件数。

参考指標 5-3-15：社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績（不正薬物・銃砲）

（単位：件、Kg、千錠、丁）

	平成15年	16年	17年	18年	19年
不正薬物	554件	562	340	378	359
	1,104kg	1,358	679	377	811
	385千錠	429	249	142	1,326
銃砲	9件	4	2	4	6
	12丁	5	4	15	10

（出所）関税局調査課調

参考指標 5-3-16：社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績（盗難車両）（単位：件、台）

	平成15年	16年	17年	18年	19年
摘発実績	362件	369	298	224	174
	534台	658	502	459	269

（出所）関税局業務課調

参考指標 5-3-17：社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績（偽造カード等）（単位：件、枚）

	平成15年	16年	17年	18年	19年
摘発実績	12件	9	11	2	8
	19,100枚	10,589	17,437	1,503	11,463

（出所）関税局調査課調

（注） 偽造カード等とは、偽造クレジットカード及び偽造クレジットカード作成用のプラスチックカード（いわゆる生カード）をいう。

参考指標 5-3-18：社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績（ワシントン条約該当物品）

（単位：件）

	平成15年	16年	17年	18年	19年
輸入差止件数	1,126	1,484	1,152	1,230	953

（出所）関税局業務課調

## 参考指標 5-3-19：社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績（知的財産侵害物品）（単位：件）

	平成15年	16年	17年	18年	19年
輸入差止件数	9,731	12,497	15,467	22,937	22,661

（出所）関税局業務課調

## 参考指標 5-3-20：知的財産関連輸入差止申立等件数（単位：件）

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
申立等件数	131	130	260	301	379

（出所）関税局業務課調

（注）各年度内に新たに関税込率法第21条の2に基づき権利者から輸入差止申立てがあった件数と情報提供があった件数、及び各年度内に権利者から輸入差止申立て等の継続期間の延長の申請があった件数。

## （8）関係機関との連携・情報収集実績

社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、警察、海上保安庁等の関係機関や外国税関当局等との情報交換を積極的に図るとともに、関係機関のみならず、民間からも密輸情報を収集し、それらの情報を有効に活用する必要があります。

このため、国内関係機関から密輸に関する個別情報の収集に努めるとともに、税関相互支援協定等に基づく外国税関との情報交換、外国関係機関からの情報収集に努めました。また、関係団体には「密輸防止に関する覚書」に基づき密輸に関する情報提供を依頼するとともに、税関ホームページやポスター等により、幅広く密輸に関する情報提供を依頼しました。

平成19年（年度）における関係機関との連携・情報収集の実績は、以下の通りとなっています。

## 参考指標 5-3-21：関係機関との連携・情報収集の実績

（国内関係機関からの情報入手件数）（単位：件）

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
情報入手件数	158	270	133	148	173

（出所）関税局調査課調

（注）国内の関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）から入手した社会悪物品等の密輸に関する個別情報（国内で摘発した密輸事件についての通報（文書か否かを問わない）を受けたものを含む。）の件数。

（外国関係機関との情報交換件数）（単位：件）

	平成15年	16年	17年	18年	19年
情報交換件数	3,121	2,744	3,422	4,868	5,889

（出所）関税局調査課調

（注）外国税関（含む在京アタッシェ）、WCO、RILLO等からの個別情報及び新聞報道等を含む一般的な情報提供、接受件数。

参考指標 5-3-22：関係機関との連携・情報収集の実績

(密輸防止に関する覚書に基づく通報件数)

(単位：件)

	平成15年	16年	17年	18年	19年
通報件数	2,771	3,130	2,439	2,158	2,116

(出所) 関税局監視課調

(注) 「密輸防止に関する覚書」に係る関係業界団体からの通報件数。

(密輸情報ダイヤルへの情報提供件数)

(単位：件)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
通報件数	110	124	132	185	203

(出所) 関税局調査課調

(注) 各税関に設置されている密輸情報提供のためのフリーダイヤルへの民間からの情報提供件数。

参考指標 5-3-23：関係機関との連携・情報収集の実績(国内関係機関との共同取締・犯則調査件数)

(単位：件)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
共同取締・犯則調査件数	5,410	5,324	5,930	5,769	5,847

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注) 国内関係機関(警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等)と共同で取締りを行った件数及び社会悪物品等密輸事件を共同で犯則調査した件数。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

政策目標 5 - 3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上

**引き続き推進**

見直し

廃止

業績目標 5-3-1 関税等の適正な賦課及び徴収

**引き続き推進**

見直し

廃止

業績目標 5-3-2 社会悪物品等の密輸阻止

**引き続き推進**

見直し

廃止

施策 5-3-3 大型監視艇の増配備により、沖縄・先島諸島海域における取締りの強化を図る。(成果重視事業)

引き続き推進

見直し

**廃止**

業績目標 5-3-4 税関手続における利用者の利便性の向上

**引き続き推進**

見直し

廃止

施策 5-3-5 次期税関システムを開発・導入することにより、利用者の利便性の向上を図る。(成果重視事業)

**引き続き推進**

見直し

廃止

施策 5-3-6 実効性ある税関行政実現のための情報提供

**引き続き推進**

見直し

廃止

## (2) 企画立案に向けた提言

関税等の適正な賦課及び徴収

### イ 通関審査及び事後調査の的確な実施

通関時において的確に審査・検査を実施できるよう、引き続き研修等を通じて通関部門職員の関係法令や商品等に対する知識向上に努めます。また、事後調査においても、適正・公平な課税の実現を図るため、同様に調査水準の維持・向上に努めていきます。

平成20年度においても、原産地認定事務、関税分類・分析事務、関税評価事務等の専門性のより高い業務の充実を引き続き図るとともに、国際物流の高度化にも対応した適正かつ迅速な通関がより一層確保できるよう業務運営を行います。

### ロ 通関業者に対する指導・監督

適正かつ迅速な通関を確保するために、誤った申告等に対する適時適切な指導をはじめ、立入調査による法令遵守体制の検証・助言など、通関業者に対する、指導・監督の充実に努めます。また、本年4月に導入した通関業者に係るAEO制度である認定通関業者制度を適切に運用することにより、通関業者のコンプライアンス（法令遵守）体制の一層の充実に努めます。

## 八 事前教示制度

文書及び口頭による照会に対する事前教示制度については、税関窓口等においてメリットを丁寧に周知するほか、その対応にあたり全国レベルでの事例の分析や進捗管理を実施するとともに、引き続き一定期間内で回答した割合を業績指標に設定することにより、照会に対し迅速に対応するよう努め、平均処理日数の一層の短縮を目標として業務運営に取り組みます。

## 二 保税制度の適切な運用

引き続き、保税地域の許可等の際に被許可者の法令遵守状況、貨物管理体制等について審査を行うとともに、保税地域の立入検査を実施すること等により保税制度の適切な運用に努めます。また、特定保税承認制度や本年4月に導入した特定保税運送制度を適切に運用することにより、保税制度の適切な運用を図ります。

社会悪物品等の密輸阻止

### イ 取締体制の整備

水際における取締りに当たっては、詳細な貨物情報や旅客情報をできるだけ早く入手し、取締対象を絞り込んで重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的であり、海上貨物スクリーニングシステムをはじめ、X線検査装置、監視カメラ、麻薬探知犬等の取締機器の拡充・高度化を図り、効率的な活用に努めるとともに、検査機器に関する知識等職員の能力向上に向けた研修等を充実・強化するとともに、大学・民間企業とも共同してテラヘルツ波やバイオセンサーなどの先端技術を活用した検査機器の

---

導入に努め、平成20年度においても引き続き、情報を活用してリスクの高い貨物に対象を絞り込んで重点的な水際取締りを行います。

なお、平成20年5月、成田国際空港において税関職員が麻薬探知犬の訓練中に内部規則に違反して真正の大麻樹脂を無断で旅客の手荷物に差し込んで訓練を行うというあってはならない行為を行っていた事実が明らかとなりました。一部の税関職員が国民の信頼を裏切る行為を行ったことは誠に遺憾であり、訓練用薬物の管理体制や麻薬探知犬の訓練のあり方、職員の再教育などを見直し、全力を挙げて再発防止に努めます。

#### ロ 関係機関との連携と情報の収集等

警察、海上保安庁等の関係機関や外国税関当局等と、人事交流の拡大も含めた連携の一層の強化を図ります。

特に、「密輸摘発事案のうち情報を活用したものの割合」がほぼ前年並みであったことから、国内関係機関、外国税関当局等との情報交換体制の更なる拡大・充実に努めるとともに、WCOやASEMなどの関係する国際的な会議や協力枠組みに積極的に参画し、外国関係機関との連携強化に努めます。また、外国税関との協力関係については、現在、14カ国・地域との間で税関相互支援協定を結び、情報交換の促進に努めていますが、国際的組織犯罪の台頭を踏まえて、仕出し地での情報を確保する観点から、今後、締結国の拡大を図るとともに、締結国間における積極的な情報交換を図っていきます。

#### 税関手続に係る制度等の改善

##### イ 国際物流の迅速化・円滑化及び利用者の利便性の向上

国際物流におけるセキュリティ強化と効率化を通じ、我が国の競争力の強化を図る観点から、AEO制度について、税関ホームページや説明会等を通じてそのPRに努め、制度利用の一層の拡大を図ります。また、我が国と同様のAEO制度を導入している米国・EU等との間で相互認証協議等を推進するとともに、アジア諸国等におけるAEO制度に関する技術支援を実施します。

##### ロ 利用者満足度の向上

輸出入通関における利用者満足度が前年度実績から向上しているものの平成19年度における目標値を達成していないことから、輸出入者及び通関業者の方々の利用者満足度が向上するよう、引き続き、職員の資質の向上や法令・商品知識などの向上を図るための研修を充実するとともに、文書による事前教示制度のより一層の利用促進、全国レベルでの事例分析やデータベースの活用に取り組んでいきます。

また、品目分類事例等の税関ホームページでの公開を大幅に拡充するとともに、引き続きアンケートにより輸出入通関制度の利便性について意見を聴取し、その結果を分析することにより、適正な通関を確保しつつ利用者の方々の利便性の向上を図ることに努めていきます。

なお、利用者の方々の意見に関してより適切な調査を行うため、アンケート調査の手法等について見直しを行います。

次期税関システムの開発・導入等による利用者の利便性向上

イ 次期税関システムの更改と関係省庁のシステムの一体的運営

NACCSについては、今後ともシステムの管理体制の充実を図ることにより、安定稼働に努めます。

また、利用者利便の更なる向上等を図るため、平成20年10月に次世代シングルウィンドウを稼働させます。併せて、我が国の国際競争力強化や利用者の利便性向上等の観点から、NACCSと港湾EDIを統合するとともに、関係省庁の輸出入等関連情報処理システムの一体的運営を行うことを通じて、更なるシステム統合を行うこととします。更に、国際的なシステム連携や港湾管理者手続の追加など機能強化を目指します。

NACCS等の税関システムについては、平成18年3月に決定・公表された「税関業務(輸出入及び港湾・空港手続関係業務)の業務・システム最適化計画」に基づき、次期システムの開発を着実に進め、平成20年10月に稼働させます。

ロ 独立行政法人通関情報処理センターの民営化

更に、独立行政法人通関情報処理センター(NACCSセンター)については、組織形態を株式会社とすることで企業経営による業務運営の更なる効率化及び国際的なシステム連携などの新規業務の展開による利用者の利便性の向上が期待できることから、同センターを解散して、平成20年10月1日に、新たに輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社を設立することとしており、今後、新会社の設立に向けた準備を着実に進めていきます。

実効性ある税関行政実現のための情報提供

イ 税関広報活動の一層の充実

税関ホームページを通じた情報提供は、今後一層重要性が高まると考えられることから、更なる内容の充実及び使いやすさ等の利便性の向上を図る必要があります。平成19年度においては、関税関係通達・様式の充実、ニュース等のポイントをすばやく伝える「関税局・税関の動き」の掲載に努めてきましたが、平成20年度においても引き続き、内容の充実、速報性の確保、利便性の向上に努めます。また、あわせて講演会や説明会等も活用して積極的な情報提供に努めます。

このほか、国民の皆様に税関の役割等を知って頂き、税関の密輸取締り活動にご理解・ご協力を頂くため、引き続き、ホームページにおける事件発表の充実をはじめ、政府広報を活用した広報の実施に努めます。

ロ 税関相談

関税に関する法律の解釈・適用、申告・申請等の手続等について、より一層国民の

---

皆様に分かりやすく適切な助言が行えるよう、窓口での相談及び電話による税関相談を的確かつ迅速に実施していくよう努めます。

カスタムスアンサーについては、利用者の方々の要望にかなったものとするよう、引き続きニーズの把握に努めるとともに、制度改正等を踏まえた掲載項目の追加等による内容の充実や従来の質問・回答内容の見直しを行います。

### (3) 平成21年度予算要求等への反映

納税環境の整備を通じて適正な納税申告が行われ、関税等の適正な賦課及び徴収が確保されるよう、事前教示や通関審査及び事後調査の的確な実施、保税制度の適切な運用等において必要な経費が確保されるよう努めます。

また、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関との積極的連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締り体制の整備及び検査機器等の充実化を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物品、知的財産侵害物品等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう必要な経費が確保されるよう努めます。

更に、国際物流におけるセキュリティ強化と効率化を通じ、我が国の競争力の強化を図る観点から、アジア・ゲートウェイ構想等も踏まえ、AEO制度の利用拡大を進めるとともに、ニュージーランドとの間の相互認証の合意に続き、米国、EU、アジア諸国等の主要貿易相手国との間の相互認証の早期実現に向けて協議を推進するため、必要な経費の確保に努めます。

加えて、これらの施策について、制度のメリット等を税関ホームページや説明会等を通じて周知に努め、税関の取組みに対する国民の理解度の向上や新しい制度等の利用拡大が図られるよう、必要な経費の確保に努めます。